

令和 7 年 4 月 1 日より新津地区勤労青少年ホーム使用料を改定します

令和 6 年 3 月に策定された「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づき、令和 7 年 4 月 1 日より使用料を改定します。

この改定は、施設を利用する人と利用しない人の公平性の観点から、負担の適正化を図るものです。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

新津地区勤労青少年ホーム使用料改定について

利用施設・区分等	使用料（円）	
	改定前	改定後
体育館（全面）【午前】	800	360
体育館（全面）【午後】	1,600	700
体育館（全面）【夜間】	1,800	800
体育館（全面）【1 日】	4,200	1,860
体育館（半面）【午前】	400	180
体育館（半面）【午後】	800	350
体育館（半面）【夜間】	900	400
体育館（半面）【1 日】	2,100	930
料理講習室【午前】	600	260
料理講習室【午後】	1,200	530
料理講習室【夜間】	1,500	660
料理講習室【1 日】	3,300	1,450
集会室【午前】	400	180
集会室【午後】	800	350
集会室【夜間】	900	400
集会室【1 日】	2,100	930
音楽室【午前】	400	180
音楽室【午後】	800	350
音楽室【夜間】	900	400
音楽室【1 日】	2,100	930
グループ室【午前】	400	180
グループ室【午後】	800	350
グループ室【夜間】	900	400
グループ室【1 日】	2,100	930
講習室【午前】	400	180
講習室【午後】	800	350
講習室【夜間】	900	400
講習室【1 日】	2,100	930

（注記）令和 7 年 4 月 1 日以降の利用から新料金を適用します